

オピニオン&フォーラム

# 私の視点 × 3

録音録画取り調べで「脅迫」

## 弁護人の立ち会い権を



弁護士

中村 和洋

学校法人「明浄学院」の土地売却をめぐり、業務上横領罪に問われた大阪市の不動産会社「プレサンスコーポレーション」の元社長の無罪が11月に確定した。私は、この事件の主任弁護人として弁護活動を行ったが、その過程で知った検察官の取り調べには、あきれるほどの問題があった。

べき事実が明らかとなった。検察官は部下に対して、「(横領の計画を元社長に説明していなかったのなら)確信的な詐欺だ」「会社が受けた被害は10億、20億では済まない。それを背負う覚悟で話をしていのか」などと、脅迫といえる発言をしていたことがわかったのだ。

判決は、このような検察官の取り調べは、部下に必要以上に強く責任を感じさせ、真実ではない供述をする強い動機を生じさせかねないものだ」と非難して、部下の供述を信用できないと判断した。

思えば今から11年前、当時、厚生労働省の局長であった村木厚子さんが、虚偽の公文書を作成したとして起訴された事件では、検察官が村木さんの元部下らに対して村木さんの関与を認める供述を強要していたことや、主任検察官が関係証拠を偽造していたことが明らかとなった。

事件をきっかけに、法務省は「検察の在り方検討会議」を立ち上げ、2019年からは、裁判員裁判対象事件や検察官の独自捜査事件について、全過程で取り調べを録音録画する制度が実施された。

一方、警察官や検察官の取り調べのときに弁護人が立ち会えるようにする権利を認めることには、米国など先進国の多くで認められているものの、弁護人が立ち会おうと真実の供述が得られなくなるといった反対が

大きく、実現しなかった。だが、今回の事件では、録音録画をしていても、問題のある取り調べがなくなるわけではないことが明らかになったといえる。あのような取り調べをしても、裁判所は問題にしないと考えたのであろう。しかし、それは強大な権力を有するがゆえの特捜部検事のおごりである。だからこそ、違法不当な取り調べを防止し、冤罪をなくすために、取り調べに弁護人の立ち会い権を認めるべきだ。

今回の事件もそうだが、日本の刑事事件では取り調べが連日、長時間にわたる場合が多いため、弁護人がそのすべてに立ち会うことは事実上不可能だという意見もある。しかし、それは発想が逆だ。弁護人の立ち会いが可能な範囲でのみ、取り調べを行うようにすればいいのだ。

この事件の主な争点は、元社長の部下が、元社長に対して横領の計画を説明していたかどうかだった。そして、部下に対する検察官の取り調べの録音録画を検証すると、驚く

べき事実が明らかとなった。検察官は部下に対して、「(横領の計画を元社長に説明していなかったのなら)確信的な詐欺だ」「会社が受けた被害は10億、20億では済まない。それを背負う覚悟で話をしていのか」などと、脅迫といえる発言をしていたことがわかったのだ。

判決は、このような検察官の取り調べは、部下に必要以上に強く責任を感じさせ、真実ではない供述をする強い動機を生じさせかねないものだ」と非難して、部下の供述を信用できないと判断した。

思えば今から11年前、当時、厚生労働省の局長であった村木厚子さんが、虚偽の公文書を作成したとして起訴された事件では、検察官が村木さんの元部下らに対して村木さんの関与を認める供述を強要していたことや、主任検察官が関係証拠を偽造していたことが明らかとなった。

事件をきっかけに、法務省は「検察の在り方検討会議」を立ち上げ、2019年からは、裁判員裁判対象事件や検察官の独自捜査事件について、全過程で取り調べを録音録画する制度が実施された。

一方、警察官や検察官の取り調べのときに弁護人が立ち会えるようにする権利を認めることには、米国など先進国の多くで認められているものの、弁護人が立ち会おうと真実の供述が得られなくなるといった反対が

大きく、実現しなかった。だが、今回の事件では、録音録画をしていても、問題のある取り調べがなくなるわけではないことが明らかになったといえる。あのような取り調べをしても、裁判所は問題にしないと考えたのであろう。しかし、それは強大な権力を有するがゆえの特捜部検事のおごりである。だからこそ、違法不当な取り調べを防止し、冤罪をなくすために、取り調べに弁護人の立ち会い権を認めるべきだ。

今回の事件もそうだが、日本の刑事事件では取り調べが連日、長時間にわたる場合が多いため、弁護人がそのすべてに立ち会うことは事実上不可能だという意見もある。しかし、それは発想が逆だ。弁護人の立ち会いが可能な範囲でのみ、取り調べを行うようにすればいいのだ。

この事件の主な争点は、元社長の部下が、元社長に対して横領の計画を説明していたかどうかだった。そして、部下に対する検察官の取り調べの録音録画を検証すると、驚く

べき事実が明らかとなった。検察官は部下に対して、「(横領の計画を元社長に説明していなかったのなら)確信的な詐欺だ」「会社が受けた被害は10億、20億では済まない。それを背負う覚悟で話をしていのか」などと、脅迫といえる発言をしていたことがわかったのだ。

判決は、このような検察官の取り調べは、部下に必要以上に強く責任を感じさせ、真実ではない供述をする強い動機を生じさせかねないものだ」と非難して、部下の供述を信用できないと判断した。

思えば今から11年前、当時、厚生労働省の局長であった村木厚子さんが、虚偽の公文書を作成したとして起訴された事件では、検察官が村木さんの元部下らに対して村木さんの関与を認める供述を強要していたことや、主任検察官が関係証拠を偽造していたことが明らかとなった。

事件をきっかけに、法務省は「検察の在り方検討会議」を立ち上げ、2019年からは、裁判員裁判対象事件や検察官の独自捜査事件について、全過程で取り調べを録音録画する制度が実施された。

一方、警察官や検察官の取り調べのときに弁護人が立ち会えるようにする権利を認めることには、米国など先進国の多くで認められているものの、弁護人が立ち会おうと真実の供述が得られなくなるといった反対が

大きく、実現しなかった。だが、今回の事件では、録音録画をしていても、問題のある取り調べがなくなるわけではないことが明らかになったといえる。あのような取り調べをしても、裁判所は問題にしないと考えたのであろう。しかし、それは強大な権力を有するがゆえの特捜部検事のおごりである。だからこそ、違法不当な取り調べを防止し、冤罪をなくすために、取り調べに弁護人の立ち会い権を認めるべきだ。



朝日新聞大阪本社  
〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18  
電話 06-6231-0131 www.asahi.com

2021年(令和3年)  
12月17日  
金曜日